

令5福情答申第11号

令和6年2月20日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(住宅都市局建築指導部建築指導課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和4年2月22日付け建指第394号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定許可申請に関する添付書類」に係る非公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定許可申請に関する添付書類」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年10月26日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年10月15日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った（以下「本件公開請求」という。）。
- (2) 令和3年10月26日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年1月21日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 審査請求書における主張

審査請求人が公開を求めた書類は、特定地番の土地についてなされた特定の開発許可申請（以下「本件許可申請」という。）に添付された書類である。

審査請求人及び特定法人が所有する土地が本件許可申請に係る土地に隣接して存在しているところ、本件許可申請がなされるにあたり、審査請求人は開発許可について同意した事実はないし、特定法人も同意はしていない旨聞き及んでいる。それにもかかわらず本件許可申請に対して開発許可が下りているようである。

審査請求人としては、本件許可申請に添付された書類の中に、審査請求人や上記特定法人の同意があったことを裏付ける書類があるか否かを確認したいと考えて本件公文書の公開請求を行ったものである。

特定法人に係る部分が同法人の利益を害するものとは直ちには考えられないが、仮にそうだとした場合も審査請求人自身の同意の事実を裏付ける書類があるか否かは公開されて然るべきである。

(2) 口頭意見陳述における主張

本件許可申請に関して、審査請求人は隣接地所有者であるが、最初に業者から話があったとき、全面的に協力を行うので、都度報告をして欲しいと話をしてきたにもかかわらず、その後、気が付いたらどんどん工事が着工していた。

業者と設計者、市などは何度も接触していたようだが、審査請求人には工事の中身が全くわからないままだった。

開発地の近隣には幼稚園もあり、これらの近隣者を無視して工事を進めてはならないと声を上げたのが始まりだった。

開発地と幼稚園の位置関係や高低差から、災害発生時の影響が懸念される。これが大きな要因である。

本件審査請求の対象となっている本件公開請求で求めている文書は、「擁壁の計算書・図面等の資料」ということで間違いないが、あわせて、同意書も本件対象文書に加えて欲しい。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

(1) 弁明意見書における主張

① 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が条例に基づき判断したものであり、正当かつ妥当な処分である。

② 本件対象文書について

本件に係る公文書公開請求書には、特定許可申請に関する添付書類の公開を求めることが記載されていたが、対象文書が具体的に何を示すのか疑義があったため、請求人に電話確認したところ、「擁壁の計算書・図面等の資料」であるとの回答を得たため、対象文書は「擁壁の計算書・図面等の資料」である。

③ 本件決定を行うに至った理由

非公開決定処分に係る公文書である「擁壁の計算書・図面等の資料」は、設計者が、開発地の地盤状況等を綿密に把握し、構造に関する知識、技術、経験等を基に、法令に適合した上で最も適切な工法、寸法を選択して作成するものである。そうして完成された設計図書には、設計者が保有する作成技術や創意工夫が含まれており、依頼主である開発許可申請者の意向に沿った内容であったことから、設計者は数多くの設定技術者の中から選定されている。

よって、対象文書を公にすることにより、設計者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開処分を行ったものである。

なお、審査請求人は、本件公開請求の前に、特定許可申請の申請書等に添付する書類のうち、「開発行為の周辺地域住民から取得した同意書や協議書その他の開発行為の周辺地域への配慮に関する書類」の公開請求をしていたが、実施機関は個人情報保護のため、福岡市職員以外の印影と個人に関する情報（氏名、住所、所有者等の区分、意見、説明日時、説明方法等）を除外し、一部公開決定処分を行っている。

審査請求書には「審査請求人や上記特定法人の同意があったことを裏付ける書類」の有無を確認したいことが記載されているが、審査請求人の同意があったことを裏付ける書類は保有していない。

(2) 口頭意見陳述における主張

開発許可の基準を定めた都市計画法第33条のうち、第1項第7号において

「開発区域内の土地について、地盤の改良、擁壁又は排水施設の設置その他安全上必要な措置が講ぜられるように設計が定められていること」と規定されている。さらに、国が策定した防災マニュアルでは、擁壁の選定に当たり、開発事業区域の適用法令、設置個所の自然条件、施工条件、周辺の状態等を十分に調査するとともに、関係する技術基準を考慮し、擁壁に求められる安全性を確保できるよう選定し、設計・施工に当たっては、擁壁に求められる性能に応じて、擁壁自体の安全性はもとより擁壁を含めた地盤及び斜面全体の安全性についても総合的に検討することが必要である、と示されている。

設計者は、これらの諸条件を満たすとともに開発許可申請者の意向に沿った造成計画とするため、保有するノウハウを活かしより効率的となるような設計を行っている。

本件では、宅地を安全に保つために主に鉄筋コンクリート造の擁壁で崖面を覆うが、その形状等については複数の種類のなかからL型、逆L型、練積みコンクリートブロックを崖の高さ等に応じて使い分けている。

なお、同じL型の擁壁でも、設計者の考え方により躯体の寸法や鉄筋の量等に違いが生ずるため、どのタイプの擁壁が費用対効果も含めて最適な設計となるのかは設計者のノウハウに左右される。

なお、国土交通大臣の認定を受けたプレキャストの擁壁もあるが、当該計画では設計者の設計に基づき、現場で築造する現場打ちといわれるものが採用されている。

こうして作成された擁壁の形状、寸法、鉄筋の配筋等が記載された設計図書は、設計者独自の創意と工夫を凝らした成果物である。

あわせて、構造計算書の資料には、計算書以外にボーリング柱状図を用いて造成計画高さ、擁壁の底版の設置深さや寸法並びに必要な地盤改良の範囲を明示した資料が添付されており、構造に関する情報が追記されていることから、設計図書とともに構造計算書の添付資料を含む全般に設計者のノウハウが含まれている。

よって、対象文書全てにわたり設計者が保有する作成技術や創意工夫が含まれており、公にすることにより設計者の競争上の地位その他正当な利益を害す

るおそれがあるため、非公開処分としたものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

(1) 開発許可について

福岡市では、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を実現していくことを目的に、一定規模以上の造成工事について開発許可制度により審査を行っている。

また、開発許可の申請に際しては、開発区域の規模及び予定される建築物の用途に応じて、道路、公園、排水施設、給水施設等が技術的基準に適合しているか、地盤の改良や擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられているかについて審査を行っている。

(2) 本件対象文書の構成について

開発行為をしようとする者は、あらかじめ上記(1)の許可を受けるため、開発行為に係る許可申請書及び添付書類を福岡市に提出する。

本件対象文書は、本件許可申請に係る添付書類の一部である擁壁の設計図面（擁壁位置図、擁壁展開図及び擁壁配筋詳細図）及び擁壁の構造計算書で構成されている。

(3) 本件対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、本件公開請求において、本件許可申請に係る添付書類の公開を求めており、実施機関は、本件対象文書として、上記(2)のとおり、擁壁の設計図面（擁壁位置図、擁壁展開図及び擁壁配筋詳細図）及び擁壁の構造計算書を特定している。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書に同意書も加えて欲しい旨を主張していることから、当審査会としては、まず、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

当審査会において確認したところ、上記第3、2、(1)、②のとおり、実施

機関は、本件決定を行うに当たり、本件公開請求の範囲について審査請求人に電話確認を行い、審査請求人が求める文書は本件許可申請に係る添付書類のうち「擁壁の計算書・図面等の資料」である旨の回答を得たうえで本件対象文書を特定しており、この点については審査請求人も認めているところである（上記第3、1、(2)）。

そうすると、実施機関が擁壁の設計図面（擁壁位置図、擁壁展開図及び擁壁配筋詳細図）及び擁壁の構造計算書を本件対象文書として特定したことに誤りはなく、これに同意書が含まれていなかったことが不当ということとはできない。

したがって、実施機関が擁壁の設計図面（擁壁位置図、擁壁展開図及び擁壁配筋詳細図）及び擁壁の構造計算書を本件対象文書として特定したことは妥当であると判断する。

2 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件対象文書について、その全てにわたり設計者（当該設計者から委託を受けた事業者を含む。以下「本件事業者」という。）が保有する作成技術や創意工夫が含まれており、公にすることにより本件事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）に該当するとの理由により本件決定を行っている。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書は公開されるべきと主張しているものと解される。

したがって、当審査会としては、本件対象文書の第2号該当性について検討することとする。

(1) 第2号アについて

第2号アは、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

そして、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等

の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。

また、「法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動を明らかに害すると認められるもの等の情報をいうものとされている。

(2) 第2号ア該当性について

① 擁壁の設計図面（擁壁位置図、擁壁展開図及び擁壁配筋詳細図）について

ア 当審査会において見分したところ、擁壁の設計図面のうち、擁壁位置図は本件許可申請に係る土地（以下「本件開発地」という。）の土地利用計画において設置する擁壁の位置を示した図面であり、設置する擁壁の位置のほか、当該各擁壁の種類、高さ寸法等の情報が記載されていること、また、擁壁展開図は当該各擁壁を正面から展開した図面であり、開発地の計画高さと同接地の地盤高さに応じてどのような高さ寸法の擁壁を設置するのかの情報が記載されていること、さらに、擁壁配筋詳細図は当該各擁壁の断面詳細を示した図面であり、各擁壁の寸法に加え、鉄筋のサイズや配筋状況の情報が記載されていることが認められる。

イ 実施機関は、本件開発地においては、宅地を安全に保つために主に鉄筋コンクリート造の擁壁で崖面を覆うが、その形状等については複数の種類のなかからL型、逆L型、練積みコンクリートブロックを崖の高さ等に応じて使い分けていること、同じL型の擁壁でも、本件事業者の考え方により躯体の寸法や鉄筋の量等に違いが生ずるため、どのタイプの擁壁が費用対効果も含めて最適な設計となるのかは本件事業者のノウハウに左右されること、また、擁壁には国土交通大臣の認定を受けたプレキャストの擁壁もあるが、本件開発地における計画では、本件事業者の設計に基づき現場で築造する現場打ちといわれるものが採用されていること等から、擁壁の形状、寸法、鉄筋の配筋等が記載された擁壁の設計図書は、本件事業者

独自の創意と工夫を凝らした成果物であると主張している。

ウ 当審査会において確認したところ、擁壁の設計図面の各図面全体において、それぞれの地形や地盤に応じて本件事業者が設計したL型、逆L型、練積みコンクリートブロックの配置、種類、高さ、配筋の状況等の情報が記載されていることが認められる。

また、国土交通大臣の認定を受けたプレキャストの擁壁ではなく、本件事業者の設計に基づき現場で築造する現場打ちといわれるものが採用されていることについては、実施機関によれば、プレキャストの擁壁の場合、国土交通大臣の認定した擁壁を使用するため、そもそも擁壁の構造計算を行う必要がなく、このため、開発許可申請書類の添付資料には、使用する擁壁の大臣認定書の写しや仕様書等が添付され、構造計算書は添付されないとするところ、本件対象文書においては擁壁の構造計算書が含まれていることが認められる。

② 擁壁の構造計算書について

ア 当審査会において見分したところ、擁壁の構造計算書については、地盤調査に基づく擁壁設置や地盤改良の検討図面及び地盤改良の工法に係る検討書があり、このうち、当該検討図面においては、ボーリング調査を行った位置、方法、調査結果の情報に加えて、当該位置に設置する擁壁の底版の設置深さや寸法、地盤改良を行う範囲の情報が記載されていること、当該検討書においては、どのような地盤改良の工法を採用するか、またその工法による地盤改良を行った場合に必要な支持力を満たすかについての構造計算等の情報が記載されていることが認められる。

イ 実施機関は、擁壁の構造計算書には、計算書以外のボーリング柱状図を用いて造成計画高さ、擁壁の底版の設置深さや寸法並びに必要な地盤改良の範囲を明示した資料が添付されており、構造に関する情報が追記されていること、また、地盤改良については各企業独自の技術による複数の工法のなかから本件事業者が費用対効果も含めて最適な造成計画となるものを選択しており、擁壁の設計図書とともに擁壁の構造計算書の添付資料を含む全般に本件事業者のノウハウが含まれていることを

主張している。

ウ 当審査会において確認したところ、擁壁の構造計算書のうち、地盤調査に基づく擁壁設置や地盤改良の検討図面には、ボーリング調査を行った位置、方法、結果の情報に加え、当該位置に応じて設置する擁壁の底版の設置深さや寸法、地盤改良を行う場合のその範囲の情報が書き込まれていること、また、地盤改良の工法に係る検討書は、様々な施工方法のなかから本件事業者が選択した工法による地盤改良を行った場合の構造計算等の検討資料であることが認められる。

③ 本件対象文書の第2号ア該当性について

上記①及び②のことからすると、本件対象文書は、本件開発地において設置する擁壁の位置や種類、高さ寸法、鉄筋の量、また、地盤改良を行う場合の範囲やその工法等について、複数の選択肢のなかから本件事業者が最適と考えるものを選択し設計された情報がその全体に記載されたものといえ、これはすなわち、本件事業者が蓄積してきた生産技術上又は販売上の情報にあたるものと評価することができる。

そして、当該情報が公になると、競合他社等がこれを模倣することなどによって、本件事業者の事業活動が損なわれ、ひいては本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを否定できない。

したがって、本件対象文書は、その全体について、第2号アに該当するものと認められる。

(3) 小括

以上のことから、本件対象文書を非公開とした本件決定は妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年2月22日	実施機関からの諮問
令和4年4月21日	実施機関の弁明意見書を収受
令和5年7月19日（第2部会）	審議
令和5年8月4日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和5年9月1日（第2部会）	審議
令和5年10月30日（第2部会調査手続）	審査請求人の口頭意見陳述・審議
令和5年11月28日（第2部会）	審議
令和5年12月19日（第2部会）	審議
令和6年1月24日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子